

昭和五二年一二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 || 社会通信社

発行人 || 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室
振替 || 東京0-58431 労金 || 東京労金本店No.50234

購読料 || 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■卷頭言■

「いじめ」を考える 2

職場闘争こそ反「行革」、反臨教審闘争の原動力 3

—都高教「研修日剥奪阻止闘争」の教訓 —

春闘と自治体労働運動 8

—地方行革下の自治体労働運動 —

資料 自治労資金闘争の概要 12

「アンケート調査」と国鉄労働運動 13

—国鉄労働者の任務と役割 —

資料 国鉄「労使共同宣言」(全文) 15

円高と内需拡大論の虚構 16

資料 北海道労研センター緊急アピール 18

読者からのおたより 14・17

旬刊社会通信

NO.289

一九八六年二月一日

(一九八六年二月一日発行)
(毎月一日・二日・二二日三回発行)

■ 卷頭言 ■

「いじめ」を考える

いま学校でのいじめの問題が、新聞・テレビ等で異常とも思えるほどに報道されています。私は、いじめの問題の要因は複雑でいろいろあると思いますが、自民党中央曾根内閣とマスコミは根本的問題を避けているように思えてならないのです。

いじめの根本的原因は、日本における、いびつで、ゆがんだ日本独特の資本主義社会の現状が底流としてあるのではないかと思います。学校でのいわゆるいじめの問題は、生徒間のいじめです。

ところが今日本では、中曾根内閣による働く人達への生活権を奪い、おびやかすような、大きないじめがまかり通っています。重債務による福祉・教育予算等の削減による老人・病人・小供等の弱者へのいじめ、農民切り捨ての農業政策、国鉄分割、民営合理化による国鉄労働者の大量の首切り、数えあげたらきりがないほど、国家権力によるいじめが、大手を振ってまかり通っています。

また、政治権力によるいじめだけでなく、大資本家による金力でのいじめが、自民党的政治権力と密着した形で、中小企業労働者だけでなく、大企業の労働者にも徹底した巧妙な管理体制による、低賃金での労働強化・首切りが進められています。

以上のことだけではなく、企業がまき散らす公害問題、豊田商事・マンズーワイン社等の大衆をだまかすインチキ商法がまかり通っています。今の世の中は、すべてがお金、お金の考え方が支配的で、金儲けのためなら手段をえらばずの商法がまかり通っています。

ですから、平和・民主主義・社会正義も、金力によって押しつぶされていく世相となっています。

次に、マスコミでの弱者へのいじめ問題も、見逃すことのできない問題だと思います。学校でのいじめの問題だけでなく、犯罪者の親兄弟だけでなく、親せきまでも追いかけまわして、私生活をほじくり返す報道をするような取材活動は、どう見ても行き過ぎであって、国民の知る権利とは関係のないことであると思います。

昨年話題となつたテレビでの“やらせ”的放映は、国家権力に言論統制の口実を与えるないし、テレビの自殺行為です。ですから、今のマスコミは、権力に弱く、弱者に強い方向に進行していく、非常に危険なものがあると思います。

おしまいに、私たち社会党松井田支部では、権力による“いじめ”に対して、働く町民の皆さまと共に抵抗し、闘かっていく決意です。

読者の皆さん、今年は、参院選、国会解散総選挙も予想されています。日本の将来を決定する最も重要な選挙となります。国民的課題として、反核平和・教育臨調・地方行革、そして国鉄の分割・民営化など山積しています。

明るい二十一世紀をめざしともにがんばりましょう。

職場闘争こそ反「行革」、反臨教審闘争の原動力

—都高教「研修日剥奪阻止闘争」の教訓—

日教組臨時大会は不十分な結果に

八五年一月二七日、日教組は臨時大会を開き、臨教審にたいするたたかいの論議を深めた。卒直にいって、この大会で、決定すべき重要問題について、意志統一はできなかつた。

第一に、臨教審の具体的な攻撃にたいして、日教組は組織としてどうたたかってゆくのか、その闘争資金をどう備蓄するかという点について、次期大会までのばされた。

第二に、一月一五日、全民労協は発足した。右翼労戦再編成の進行にたいして、反対の立場からの修正案は過半数を得ることができなかつた。

大会は当面の教育闘争、草の根教育運動の論議が焦点のないまま展開され、これに闘争資金を投入するため、一人千円の臨時徴収が決定された。

臨時教育審議会は、八六年一月、中間報告を出し、中曾根はこれを閣議決定し、通常国会で法案化することを意図している。その内容は、教員統制にしばられている。それは、①初任者研修制度＝国公立の小、中、高と特殊教育校の新任教員に対し、採用後一年間、指導教員の下で実地研修を義務づけ、不適格者は教職適格審査会の審査結果に基づき、教職に就かせない措置を講ずる。

②教職適格審査会＝都道府県教委に置き、構成員は一二〇～二五人程度。新任教員の条件つき採用期間の終了に際しての適格性や、教員としての適格性を欠ぐ者、および講ずべき措置についての審査。

③教員の意欲、自己啓発の奨励方策＝教員に対する顕彰制度の方策の充実を図ることや、勤務成績優秀な教員に研修休暇を付与することを検討する——の三項目である。

以上のように、攻撃は官制研修強化、活動家パーザに焦点がすえられてきた。私が前から主張してきたように、臨教審は一般的教育問題ではない。軍事大国、技術立国をすすめるための、鋭い政治攻撃である。草の根教育運動、国民教育運動については、内容をしつかりおさえるなら、これを否定するつもりはない。しかし問題は組織としての闘争である。労働組合である日教組は、その組織破壊にたいして、敢然として立ち上がらないなら、敗北は決定的になる。このたたかいが、いま日教組に求められている。

都高教と思想闘争

七一中教審答申以来、日教組攻撃は教育、教員統制の二面から徹底しておこなわれてきた。能力主義教育、能力主義管理である。弱者切り捨て、エリート養成のため官制研修は強化してきた。教職員の頭の切り替えである。人材確保法、主任制、能力主義管理は強化してきた。

日教組の後退、敗北と比例して、『教育荒廃』は深まってきた。われわれはこのことを直視しなければならない。

都高教は人権法に反対し、主任制にたいしては廃止を基本として、職場闘争、組織闘争を開展している。能力主義教育にたいして差別され切り捨てられてきたこども・生徒を教育の原点にすえ、教育諸活動を再編成してゆくたたかいはとりくまれている。

しかし、この努力、闘争にたいして決定的マイナスの作用をするのが、日共“教師聖職論”である。組織としてのストライキ闘争、職場反合闘争には必ず反対する。それだけではない。“民主的学校づくり”と称して校長、教頭にすりより、たたかになしに父母団体にたいする教師の責任、使命を強調する。

これはまさしく民間大企業の小集団活動に類似している。労働者が社長・部長になった気持で製品にたいして責任をもたせる、QC、ZD運動。教育労働者が校長、教頭になつた氣で生徒に責任をもたせる。その結果はどうなるのか。中教審の意図するエリート教育におちこんでゆくのは、当然のことである。

われわれは臨教審・文部省・都教委という正面の敵と同時に、この闘争を破壊する、内部の“聖職論”と激しい思想闘争をしてゆかなければならぬ。このような状況のなかで、都高教は研修日剥奪攻撃に直面した。

迫りきたる研修日剥奪攻撃

現在、都立高等学校三百の職場では週一日、勤務場所を離れての研修日をかちとつている。これは全日教組、各県高教組中ただひとつ、東京都高教のみ確保している権利である。七〇年代、福岡、広島、兵庫、沖縄、大阪等、八〇九高教組はこの権利をかちとつていった。しかし、七一中教審答申以来、官制研修強化、自主研修剥奪攻撃により次々に剥奪され、全組織的に確保しているのは、東京都高教ただひとつになつた。臨教審発足、対日教組全面攻撃という情勢下、都高教にたいする攻撃も時期の問題であった。

私たちは研修日を、たんに切り離したひとつの権利とは考えていない。それは、都高教四〇年の歴史、たたかひの凝縮した権利であり、反臨教審の教育闘争をすすめる「とりで」であるとおさえ、組織の総力をあげてたたかう意志統一をした。

反臨教審闘争の砦——研修日

四七年、都高教は都教委との労働協約により、年間二〇日の研修日をかちとつた。四九年、教育公務員特例法が制定され、法的にも整備された。

教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる（教特法、20条2項）

権利獲得がさきで、法的裏づけはそのあとであったことに注意する必要がある。いざれにせよ、この裏づけを得て闘争は飛躍的に前進し、校長の反撃を粉碎し、六〇年代には週一日研修日獲得分会は、全組織中七〇%台に達した。

六六年、ILO八七号条約批准とともにうな国内法整備に関連し、都教委は研修日剥奪攻撃を加えてきた。われわれはただちに反撃し、都教委との間に協定を結んだ。いわゆる六六協定である。その趣旨は①既得権獲得、②研修内容にたいする校長不介入を骨子とした。この協定により、たたかひは全組織的に前進し、七〇年代にはほとんど百%週一日、研修日をかちとるにいたつた。

この研修日が都高教の権利、教育闘争にはたしていいる役割りは、測りしれない。とくに七一中教審答申以来、生徒の人格破壊は深化し、われわれの仲間は身心をすり減らして攻撃とたたかい、生徒の全面発達のため全力をつくしてきた。

その基本となるのは、権力が切り捨てようとしているこども・生徒を、教育の原点に考えてたたかうことである。社会的・文化的・経済的に発達の阻害されてきたこどもをこそ、教育の原点にすえることが、反差別の教育である。そこを基本にして生徒集団を再編成する。教科、生徒指導を再編成するその実践のなかで、教師の変革と成長がある。それを抑圧し、能力主義教育を強いる職制との闘争こそ反中教審、反臨教審闘争の原点である。これが、私たちの一貫した思想的・実践的立場であった。

この闘争に研修日がどれほど大きな力になつてゐるか測り知れない。反差別の教育には、定型化したカリキュラム、処方箋があるわけではない。手探りの研究、仲間との実践の検討とともに教師として、その全面発達が要求される。日常身心をすり減らして実践と闘争に明けくれている仲間は、この研修日をどのように活用し、反臨教審闘争をすすめてきたか測り知れない。

その結果、都高教では反差別の教育は、激しい抵抗闘争のなかで徐々にではあるが進展している。現在なお、組織的闘争により百余校守つてゐる定時制の実践はみるべきものがある。小中学校で切り捨てられてきたこども・生徒が、四年間の定時制生活のなかで目を見はる成長をとげている例は枚挙にいとまがない。全日制でも、障害児の受け入れ、施設の整備等たたかいが前進している。権力の攻撃 日共の妨害とたたかいながら、反臨教審、反差別の教育は前進している。

剥奪攻撃の開始

技術立国・軍事大国を達成するため、一部少数エリートとともにいわぬ大多数の労働者をつくりあげるのが、臨教審のねらいである。教師には、この政策を現実に遂行してもらわなければならない。官制研修を強化し、教師の思想転換を強制しているのは、そのためである。都高教の研修日はその障害となる。「首都東京の高校教師がヤミ休暇をとっている。これこそ教育荒廃の元凶である。国労よりももつと悪い」と、民社党を先頭にして攻撃が開始された。

八四年四月、衆参文教委員会で民社党の中野、小西議員は、攻撃の火ぶたを切った。森文相、高石初中局長は「都教委を指導して、是正させる」ことを確約した。ついで攻撃は都議会にうつされ、六月、都議会本会議で民社、自民党が、「研修日、ヤミ休暇廃止」を追及した。水上教育長は、「是正」を答弁し、攻撃はいよいよ具体化してきた。

入試業務拒否により断念をかちとる一八四年のたたかい

私は上記のように、この問題の重要性から都高教の組織をあげての闘争態勢をくみ、その中にいままで配置したことのない「入試業務拒否闘争」を配置することを決意した。

入試業務は本務ではない。委託業務である。拒否しても、本人は、行政、刑事罰の対象となることはない。しかも、これにより都教委は、事实上、入試はできなくなる。効果の大きい戦術である。しかし、都職員についてはモラル上、抵抗の強い戦術である。日共の組織的反対は明らかである。主任制、人確法等、重大闘争での戦術は採用し得なかった。

しかし、今回はちがう。臨教審攻撃に敗れれば都高教、日教組の組織はなくなる。たたかわざるを得ない。

四月以降、校長交渉により、「従来どおりの研修日獲得」のたたかいをつみ上げ、六定期大会で半日ストライキ、業務拒否方針を決定した。七月、全支部合宿でこの方針の討議を深め、九月、情勢の緊迫するなかで三大方針を決定した。

① 職場闘争、校長交渉。

② 入試業務拒否闘争、半日ストライキ。

③ 共闘の拡大、都民宣伝、署名。

特に、キメ手となる入試業務拒否については、全組合員の決意署名を展開した。日共は、①②について徹底的に反対、父母・都民署名のみ主張した。日共路線を追求した兵庫、沖縄で、なんら組織的抵抗なしに、全面敗退した事実の反省はまったくない。あやまつた主張であった。

しかし、攻撃にたいする組合員の怒りは日一日と高まり、決意署名は%をこし、都教委は抵抗の高揚におされ、「剥奪提案」ができず八五年をむかえた。

八五年一月、入試業務拒否突入準備指令を出し、二月四日、都教委は私に交渉を求め、「入試業務拒否解除」を条件に、「八五年は現行どおり」を確約した。

剥奪攻撃阻止——八五年度のたたかい

「剥奪」に失敗した都教委は、八五年、三月二六日通達を各校長に出し、内容、手続のしめつけを指示した。私たちは、四月早々から反撃のたたかいを組織した。

徹底した校長交渉により、敵はその意図を貫徹できず、校長会内部に混亂が生じ、五月、対都教委交渉で、事実上、通達の撤回をかちとった。この職場闘争を土台にし、本格攻撃をはねかえすため、五月、基本的闘争方針を決定した。昨年度の教訓から、敵は早期に決着を迫ってくることが予想されるので、昨年度の方針にプラスして、日直、時間外業務拒否、文部省、都教委調査業務の全面拒否を付加し、全組織をあげて闘争態勢を強化した。業務拒否決意署名は、日共の反対にもかかわらず、%を突破した。

追いつまれた都教委は、当初予想されていた「九月提起」を二ヶ月遅らせ、一月六日、都教委の「検討委員会答申原案」をマスコミに発表し、都高教に剥奪案を提起した。執行部はただちに、「業務拒否・校長交渉」を指示し、半日ストライキ批准をおこない、八五%の賛成を得た。

全組合員は奮起した。八次にわたる都教委包囲集会には、毎回四~五千名、三万数千名結集した。校長交渉は熾烈をきわめ、五十余名の校長を具申に追いこんだ。団体交渉は二月一日からはじめられた。この交渉は文字どおり“大衆団交”であった。四十数名の団交要員の発言は、教育庁の階に座りこむ三百余名の組合員に、そのままマイクで放送される。団交記録は四~五日おき、全組合員に配布された。都教委の「剥奪案」は団交で完膚ないまで粉碎されたが、彼らは頑として方針を変えない。

この流れを決定的に打ち破ったのは「入試業務突入指示一二二号」闘争委員会決定であつた。私は二九日団交冒頭で入試業務拒否突入、半日ストライキ突入態勢確立の決定を明らかにし、回答を迫った。

二九日夜、六時間にわたる団交のあと、都教委は休憩を求め、徹宵で序議をもつた。翌三〇日、再開団交で都教委は、「入試業務拒否、ストライキ闘争中止」を条件に、最終回答を示した。

これは、事実上、剥奪案撤回に等しい内容である。従来どおり「週一日自宅を含めての自主研修」は獲得された。

執行部はたちに闘争委員会を開き、十分に職場討議し、「全組合員投票により意志決定する」ことにし、最終案受諾を提案した。

これにたいし、反戦派は反対、日共は闘争解除には賛成、内容にはケチをつける奇妙な論理を展開した。結果は八〇%台の高率で、批准は成立した。

職場反合闘争こそ基本原則

いま都高教三分会は、この「団交確認事項」を武器に、校長交渉により、八六年度以降の「確約」を取りつけている。今次闘争を誠実にたたかってきた職場は、たたかいのかで闘争力を高め難なく「確約」をぞくぞくととりつけている。今まで校長となれ合ってきた日共主導分会は、たち遅れている。彼らはその責任を、執行部批判にすりかえようとしている。しかし、これは「天にむかって、つばを吐く行為」である。必ず大衆的批判のなかで、「闘争放棄」の分会指導部は責任を追及され、正しい運動が分会内部から生まることはまちがいない。

私は、今次闘争、経過報告書の冒頭次のように記した。

「今次闘争の成果は、まさに二年余にわたる全組合員、血のなるような闘争によりかちとったのである。特に全国ただひとつ、中央交渉で『剥奪案阻止』をかちとった力は、入試業務拒否・ストライキ態勢確立・校長交渉がキメ手となったことは、明らかである。

この明白な事実に目をつぶり、未だに入試業務闘争・ストライキ・職場闘争を否定し、父母都民路線のみを宣伝する『教師聖職論』は、都高教破壊の危険な主張である。

なぜなら、研修日を全職場に定着させ、この凄じい反動期・都高教運動を前進させる道は、今次闘争の事実を正しく教訓とする以外にないからである。

それは、職場闘争が、すべての闘争の基本であるという基本原則の再確認である。その確固たる土台の上に都高教の組織闘争が強靭なものとなり、地域闘争に発展するということである。決してその逆ではない。これが本経過報告事実に照らしての教訓である。」

研修日闘争は、都高教の歴史を画す大闘争であった。全労働運動が後退し壊滅に等しい状況だけに、この闘争は、都高教強化に果たした役割は大きい。職場は息を吹きかえした。たたかいにより、組織は強化される。

いま臨教審の全面攻撃にたいして日教組に求められているのは、組織としての闘争である。草の根教育運動とは、反差別の職場教育・権利闘争を、地域に拡大発展させることである。

日常たゆまぬ職場闘争、対教委の組織闘争の展開が、反臨教審のたたかいである。そして、重大なときには全日教組のストライキ、業務拒否闘争が、重要な役割を果たす。このことをぬきにして、父母国民迎合、依存路線は、日教組を死滅させること以外のなにものでもない。

(坂牛 哲郎)

春闘と自治体労働運動

—地方行革下の自治体労働運動—

公務員労働者の賃金闘争の歴史

公務員の賃金闘争は政令二〇一号（一九四七年）でストライキ権が奪われ、人事院ができるまで（一九四八年）は、ようするに交渉で賃金決定がおこなわれていました。第二次大戦後の民主化のもとで、制度的にそうでしたし、不十分でしたが、実態的にもそうでした。当時はまだ町村段階でほとんど組合が結成されていませんでしたから、都市部と県段階の組合を中心につたかわれていました。

政令二〇一ができて以降は国公法（一九四七年）、地公法（一九五〇年）、地企公労法（一九五二年）がつくられ、人事院の勧告をどう実施させるかという闘争に入りました。一九五四年からは、「ベースアップ勧告」がないものですから、自治体労働者は、全日本自治体労働組合として統一して、「勧告をだせ」という運動にとりくみます。また、公務員共闘の結成は一九六〇年ですから、それまでの数年間、ベース・アップ勧告はゼロでした。これではどうにもならんと公務員共闘がつくられたわけです。そして一九六〇年からベースアップ勧告を出させるわけです。

これ以後、「人勧完全実施」のたたかいに踏みだします。ストライキも徐々にやられるようになりました。実質的に七二年四月から「完全実施」を勝ちとることになるわけです。春闘に本格的に参加するのはそれからです。人勧体制打破、労資・団体交渉による賃金決定をめざし、当面、春闘で民間相場を押し上げ、政府から有額回答を引き出し、それを「人勧」に反映させるという「人勧形骸化」のたたかいです。

この春闘重視のたたかいは、半日ストライキなどのたたかいを背景に政労交渉の実現、自治体での自主決着と、前進をみますが、臨調行革攻撃の壁にあたります。そして、八二年から「凍結」「抑制」になり、ある意味では「人勧完全実施」のたたかいに逆もどりしたわけです。

以上が、これまでの簡単な歴史です。とくにこの間、「人勧完全実施」等の運動が実現できたのは、六〇年代以降の労働運動、とりわけ三池闘争や春闘共闘委のたたかいのなかでのことです。ところが、一九七四年の日経連の「大幅賃上げの行方研究委員会」の報告以降、春闘がしだいにおさえられてくるなかで、公務員の賃金も抑圧されてくる、労働判例も一九七三年の全農林の判決以降、ガラッと変わってきます。こうしたなかで、労働運動をめぐる情勢も変化し、こんにちがあるわけです。ですから、自治労もそうですが公務員共闘も団結したたかいくしては賃金はとれないという歴史をもつていると同時に、やはり民間の賃金闘争をふくめた全体の労働運動の高揚がないと自治体労働者の賃金闘争もなかなか難しいという歴史をふくめ、課題としては春闘再構築あるいは労働運動の高揚をつくらないと、大きな前進を勝ちとることができない局面に、いま立ち至っているといえると思います。

賃金闘争の歴史

交渉の実態 公務員共闘に結集している仲間は、労働省調査ですが、一九八五年度で約二

三三万人です。大きくは「全国公」（二四・二万人）と「地公勞」（二〇五・九万人）に分かれ、「全国公」は「国公労連」（一七・九万人）と「国公労協」（五・七万人）といふなかで公務員共闘は種々の取り組みをしております。

各単組の賃金決定、労働条件はそれだけでやりますが、公務員共闘では基本賃金をどうするかにウエイトがおかれています。しかし、こんにちの状況ではここにも限界がでてきています。そこで、賃金だけではなく他のさまざまな問題を取り組み組織しなければとの議論がなされており、「制度検討委員会」で議論がおこなわれております。

しかし率直に申し上げますと民間、公労協の賃金闘争とは異なり、配分交渉などはありません。ですから、給料表とか賃金表を独自に決めることができる単組でも、だいたい国のベースに合わせて何円上積みするとか、給料表を組み変えるというものです。理解しきい点があるのは、こうしたところによるものだと思います。

賃金闘争の進め方

つぎに賃金闘争の進め方についてです。一つはいま言いましたように公務員共闘で政府や人事院と交渉する。しかし、法制度的にはありません。実態的に力関係で実現してきたわけです。八五春闘のように「ストライキを構えるところとは会わない」といわれても、制度的には、どうにもならない要素があります。力関係が大切なわけです。人事院とは、具体的な賃金表のつくり方とか「勧告」の内容についても、かなり突っ込んだ議論がおこなわれています。しかし、結論をだすのは相手側ですから、拘束力はなく一方的におこなわれていくかたちになっています。以上が公務員共闘の基本です。

それぞれの単組は、賃金にかぎっていいますと、大枠のあつかいを決めれば国公でいいますと、それぞれの各省庁、人事院とさらにつめた国公レベルの問題について交渉していく。また、自治労や水道、都市交でいえば自治省と「地公労」として協議がおこなわれます。具体的に地方公務員の場合には地公法で各自治体で決めるようになりますから、首長や教育長あるいは企業局長と交渉します。町村段階では県の地方課の締め付けとか、退職金の場合は町村ごとではなしに退職手当組合というのを連合でつくったりしていますから、そことの交渉とか、あるいは町長会、市長会とも交渉しながら単組だけバラバラにならないようにと運動を進めています。

都道府県と政令都市プラス仙台には人事委員会があります。ここでは九月～十月に人事委員会の「勧告」がだされます。ほとんどのところが国と同じような給料表をですか、給料表はださないけれども国に準じて回答しなさいとの内容をこれまでだしています。この勧告を受けて交渉がはじまるのが実態です。

こうして、できるだけ地方公務員であれば国よりも高い賃金、できるだけまわりの自治体といつしょになりレベルを上げていくたかいを組織しているわけです。こうした交渉も協約権とか団交権にいろんな注文がついていますから、相手側が「管理運営事項だ」と逃げようと思えば逃げられますし、自治労のように単組の連合体を基礎としている組織ですと、県本部という組織がたとえば市町村会の交渉、県との交渉、あるいは中央本部が自治省とかいう点の交渉については、「直接の労資関係ではない」ということを理由に逃げるわけです。正式な交渉ではないと。だから自治省などと話しをするときも、相手にしてみれば、陳情、要請者です。くり返しますが交渉をやる場合、相手が逃げれば制度的には、どうにもなりません。その場合には議員などを間に入れて、議員紹介によるそういう場となることもあるわけです。こんにちではこうした運動を積み重ね、力関係で自治労が会い

たいといえば会える慣行を作ってきたということです。産別自治労としてのいっそその強化がもとめられます。

自治体労働運動と議会

もう一つ、妥結しても議会があるということです。給与条例です。予算案もそうですが。ここで否決されたり値ぎられたりしますと、いまの段階では制度的に手のほどこしようがありません。これまでには労資で決めて条例をだせばほとんど通ってきました。しかし最近は否決されることがあります。むしろ保守知事なり市町村のほうが議会をまとめやすい、革新とは妥結しても議会でやられるという笑い話にならない話もあります。これをどうするかは重大な課題です。当然、現業などの労働協約についても議会介入が目立っています。

サイクル 自治労の賃金闘争をわかりにくくしている二つの要素が、いわゆる闘争の“サイクル”です。人勧制度があるからですが、春闘のスタートが十月～十一月になることです。このとき生活実態調査（公務員共闘会議）がおこなわれます。単組によつては独自のアンケート調査をやるところもあります。これを集約していろんな討論をするわけですが、このとき春闘共闘では、『来年は何%、何円』との議論がでているときです。賃金要求は三月の臨時大会なり、機関会議で決められ、三月中旬に政府・自治体にだし、批准投票をやり四、五月の春闘に入っていくことになります。

そういう点では賃金要求が一ヶ月頃までに決着がついていた時期には、こういうサイクルでも四月におつづいていました。今は一二月末にならないと賃金確定にならない、差額も一月、ひどいところになると二月にならないと妥結もできない単組もある状況です。こうなりますと、確定闘争時期に、『来年の賃金はいくらにしましょう』、要求はどうするか』ということになかなかならんわけで、ここに役員や活動家、組合員の悩みがあるわけです。

そうはいつても、『春闘でがんばろう』とこんなにちまでやってきましたし、春闘で、『完全実施』の約束をさせ、『勧告』をださせ、そして閣議決定で早い場合は臨時国会、遅い場合でも通常国会の冒頭といふことで一二月の末に支給、自治体の場合もこれに合わせて二月末議会で条例化、こういうサイクルできたわけです。いまも変わりません。

しかし、決着がズレ込んでいること、さらには決着したものが議会で否定されてしまうという事態もで、そういう点では賃金闘争の進め方からしますと、いわゆる民間の仲間と比べますと半年は完全にズれてるというのが職場の実態です。しかし、このズレてる実態を認識しつつも、春闘で相場があがらないと、『勧告はどうなるか』ということになるわけですから、そういう点では春闘に結集せざるをえません。この矛盾が、完全実施以降の春闘結集からまた完全実施できぬ現状のもとでの春闘結集ということで、公務員共闘のなかでも「春闘はおつきあいで閣議決定の秋に重点をおかざるをえないではないか」との議論がでくる背景になつてゐるわけです。そして、そういう公務員共闘でさえも春闘ではとびでたという春闘にいまなつてゐるところに不幸な現実があるわけですが、どこまで公務員共闘がふんばれるかといってみても、いまの現状では時間の問題の状態です。公労協が「事後対処方式」に転換したように、公務員共闘が春闘のときにストライキを主軸とすることにはならない状況がでてくる可能性も否定できないよう思います。そういうならないよう頑張らなくてはいけませんが。

公の場合は生計費、民間の賃金をふくめ「勧告」になってくるわけですが、地方自治体の場合は「生計費、国、他の公共団体、民間」とか賃金決定の基準があります。制度的にいいますと人事院勧告なり人事委員会がない市町村は生計費と国・中央の動向、民間の動向、その他の事情という資金決定の条件で、団体交渉で一定のものをださせるというのが仕組みです。しかし、国、他の地方公共団体の状況ということで、国が決まってからとか県が決まってからとかいうかたちでいろいろやられているわけです。賃金決定の要素は国、他の地方公共団体だけではないですから、運動をすすめていくうえでは団体交渉でもう少し生計費などを突っ込んだ交渉ができるようになっていくことが必要ではないかと思います。

この間、各単組で、国よりいい制度を実現し、上位の等級にわたるとかをどんどんとつてきたわけですから、そこをいまからも堅持して闘争を進めていく必要があるようになります。とにかく単組の団交権 団体交渉能力を高めることに視点をとき、運動をすすめていくことが自治体労働者にとって重要な課題です。また国家公務員にとっては政府との間で対等にモノごとを決めていく力関係をつくることと、そのうえに、団交制度をつくりあげていくことが求められていることです。

臨調行革のもとでの賃金抑制攻撃

臨調行革のもとでこんにちいろんなことがおきています。一番最初は指定職、いわゆる高級官僚のベース・アップは見合わせることから始まりました。次はベース・アップ部分は一時金にはハネ返らないということが入ってきました。さらに凍結、値切り給料表といふ攻撃です。八五年は、実施時期の値切り（七月）でした。攻撃は約八年つづいています。これらは臨調行革攻撃の具体化していく段階にキチッと一致をして展開されています。

第一は人事院見直しです。これは労働基本権を奪ったまま公務員の賃金をどうやって抑制するかというものです。「行革」路線は変わらないでしょ、国家財政も変わらないわけですから。

一つには民間調査です。今は百人以上の企業で五十人以上の事業所ということをやっていますが、これを五十人以下の事業所を全部調べてやる。そうしますと較差が下がります。もう一つは生涯賃金論です。人事院のなかに日経連といっしょに検討委員会をつくり、退職金、年金、賃金を全部比較し、公務員賃金を抑制しようというものです。これが日経連の主張です。具体的には「年金が高い」「退職金が高い」ということを口実に、その引き下げはもとより賃金をおさえていく。（そして、ベースアップ人勧を出さない、）あるいは人勧を完全実施するにしても低い金額で、制度そのものをおさえ込んでいく方向にきていることです。

第三は、そういうことをやれば士気が低下します。そこで労務管理の一環として、きわめて能力主義・成績主義的な性格をどんどん強化していくことです。つまり、差別・分断賃金です。具体的には国の賃金は現在八給制ですが、これを一一給制にふやすというものです。さらに勤務評定による差別賃金強化です。現行制度でも一時金の差別支給はできることになっています。しかし、実態は運用させておりませんが、それを運用させる。また勤務成績によってある者ははやく特昇させる。（民間ではあたりますが。）

第四は自治体統制です。地方公務員はそれぞれの自治体とやりますから、自治体との間にはいろんな独自性があります。自治省は、その独自性を切り捨てなければうまくいかな

資料1 自治労賃金闘争の概要

年 次	ストライキ戦術			
	投票率	賛成率	批准率	戦術設定
1960年 (昭和35年)				割合、戦場集会、中央動員
1961(36)				時間外集会、中央動員
1962(37)				中央動員
1963(38)				時間外集会、中央動員
1964(39)				時間内くい込み集会、中央動員
1965(40)		74.98	67.58	10.22スト(半日) 大幅後退
1966(41)	86.00	76.50	65.74	10.21スト(1H) 271単組
1967(42)	87.66	72.83	63.84	10.26スト(1H) 中止
1968(43)	86.48	72.85	63.00	10.8スト(1H) 930単組58万人 12.18スト(1H) 中止
1969(44)	86.91	72.86	66.85	11.13スト(1H) (1時30分) 7大都市 (1H) 25県44都市
1970(45)	85.50	74.80	64.00	7.10スト(1H) 中止
1971(46)		79.53	67.97	5.20スト(30分) 670単組33万人 7.15スト(1H) 440単組
1972(47)	85.95	79.50	68.33	5.19スト(1H) 826単組 7.13スト(1H) 中止
1973(48)		77.70	66.74	4.27スト(半日) 770単組65万人 12.21スト(1H) 中止
1974(49)	87.95	82.53	72.59	3.26スト(1H) 1,300単組66万人 7千人 4.11スト(半日) 1,459単組73万人 9千人 4.13スト(半日) 1,138単組65万 7千人
1975(50)	85.76	76.09	65.25	5.9スト(半日) AM10.20(半日) 16単組21万人 中止(2H) 1,219単組47万5千人 中止
1976(51)		75.18	65.90	5.10スト(半日) } 中止
1977(52)	88.14	75.01	66.12	4.20スト(2H) 1,093単組60万2千人 4.21スト(2H) AM10.20中止 1,107単組61万4千人 4.22スト(半日) 中止
1978(53)	88.29	75.33	66.51	4.15スト(2H) 1,064単組57万4千人 4.20スト(半日) 1,308単組70万6千人 4.22スト(半日) ブロックスト4.27スト(1H) 4.28スト(2H) 中止
1979(54)	85.69	76.02	65.14	4.25スト(2H) 中止指合 1,171単組65万4千人 4.26スト(2H) 中止 4.27スト(2H) 中止
1980(55)	86.71	77.21	66.95	4.16スト(2H) 1,270単組71万5千人 4.17スト(2H) 4.18スト(2H) 中止
1981(56)	87.23	79.60	69.44	4.23スト(2H) } 中止
1982(57)	春 87.00 秋 90.38	79.85 84.76	69.47 76.78	4.24スト(2H) 1,270単組65万6千人 4.13スト(1H) 中止 4.14スト(2H) 1,175単組62万6千人 4.16スト(2H) 1,403単組69万3千人 4.18スト(2H) 1,172単組42万9千人
1983(58)	85.90	81.11	69.68	4.26スト(30分) 29分戦場集会に変更 10.7スト(2H) 中止
1984(59)	78.00	81.62	71.01	4.6スト(2H) 1,319単組65万4千人 10.23スト(1H) 1,297単組68万2千人 10.26スト(2H)

いということで地方行革大綱を八五年の一月にだした。そのなかで給与制度などを三ヶ年で国のように全部おさせる、画一化する。さらには給与が高いところ、退職金が高いところも起債制限など背景とした個別指導によって三ヶ年計画でぜんぶおとしていく。地方公務員の賃金体系をおとしていくことによって、これから時代にむけて公務員全体の賃金を下げる、そして民間の賃金をもそれによって下げていくという構想がでてきていることです。これとどうたたかうか。いま春闘をふくめてストライキをやっているのは、時間は少ないですが全農林、全水道、都市交、自治労と日教組などです。参加人員数でいえばたいへんな数になります。年間で百万人をこえる労働者がストライキに参加しているわけです。そこへたいへん集中的な攻撃がかけられています。そういう意味では抵抗する運動を弾圧し、労働者の全般的な賃金闘争なり労働運動と歩を合わせながら攻撃が強められる状況がここに直面しているわれわれの賃金闘争の問題であろうと思います。それだけに、公務員労働者の団結の強化と、大衆路線による闘争力量の強化が必要です。そて、民間労働者とともに春闘をたたかいつづけるかまえをつくることです。

(つづく)

「アンケート調査」と国鉄労働運動

—国鉄労働者の任務と役割(一)—

今回のアンケート調査の正式名称は「公的部門及び分割・民営後の新会社などへの希望アンケート」といって二月一日の労資トップ交渉の際、当局側からその実施を迫られました。調査用紙（「回答用紙」）は、「公的部門」（四項）、「その他」（六項）のなかから希望するものを優先順に三つ選択すると共に、記事欄に「自由記入」するよう指定され、期間は二月二〇日配布、一月六日回収となっていました。

このアンケートの狙いは、国鉄労働者を「分割・民営化」推進運動に駆り立て、そのさき産報化労働運動に統合することにあったといわなければなりません。そのため、第一に、労働者を差別・選別・分断し大量首切り（希望退職、三項目）の準備を行うこと。第二に、五〇〇〇万署名の集約日に照準を合わせて、この大衆行動に参加した幾十万労働者の自信回復に冷水を浴びせ、職場からの反「行革」政治闘争の気運をあくまでもくじくこと。第三に、労働者の不安を逆用して「分割・民営化」を既定方針とした「アンケート」に動員することによって国労が掲げる「分割・民営化」反対の旗印（方針）をここで一挙に形骸化すること、などが企図されました。

このような「アンケート」の反動的な本質が明らかになつたならば、これを拒否（一括回収返上）して、首切り（希望退職）反対闘争の戦端を開くのが、本来国労がとするべき態度であったはずですが、ところが国労は二月四日の中闘とつづく全国委員長・戦長会議（二月二十五日）で「アンケートについては組合員個人が記入することとし、記事欄に、私は分割・民営化に反対です。引き続き国鉄で働くことを希望します、と必ず記載すること」という明らかに前後矛盾した方針を決めました。「分割・民営反対」と書けば、「分割・民営」を前提とした選択（一一一〇）はありえず、（一一一〇）を選択すれば「分割・民営反対」とはなりえないという矛盾です。簡単にいうと、「組合員個人」に選択をゆだねることで当局に譲歩し、記事欄に「分割・民営反対」と書くことで国労のとるべき原則を意思表示することにしたのです。

となると、なぜこのときに当局に譲歩しなければならないのかという疑問がおきます。前記方針はこの点を「苦渋の選別」といっていますが、けつきよく①国労を孤立させない（組織を守る）②雇用不安を取り除く（雇用安定協約を守る）ことを理由にあげています。しかし、この理由は一〇万人首切り反対闘争を協約締結闘争に矮小化し、右翼的労働運動（鉄労・労連・全民労協）へのスリ寄りを無原則的に表明したもので話にならないといわなければなりません。もっとも問題は批判で事足りりというものではありません。方針決定のポイントは、理不尽な理由がまかり通る組織内部の不統一にあるのですからそこでどう「前向きな統一対応」をとるかにあつたわけです。こういってよければ、この矛盾した方針は「左」と「右」の両勢力のかつとうのなかでつくられたものであり、これ以外に「統一対応」は不可能というギリギリの線だったのです。だから矛盾するのは当然で、かつて三項目闘争がそうだったように、基本的には「分割・民営化」をめぐる内部の方針上の対立が表面に押し出されたものに他なりません。

したがって第一に、「分割・民営」反対の原則（大会決定）を名実ともに堅持し、第二

に、その方向で「アンケート」をめぐって職場の大衆討議を組み上げ、第三に、そのなかから、首切り絶対反対の大衆的な意思統一をかちとることが求められたのでした。さて、アンケートの実施状況は、「矛盾した方針」どうり、大まかにいって三つの対応を生じました。記事欄の記入は全体が一致していますが、選択肢は(1)白紙(2)個人の意思にゆだねる(本部方針どおり)(3)(7)とか(10)とかを指定して選択する、というものでした。しかし、私たちは、ただこれだけをもつてする誹謗中傷は、敵を利するだけですから厳に慎まなければなりません。そして、このような結果のなかから真の到達闘争が組織されしなければなりません。ましてや、職場ではさまざまな意思表示があつたと思われますが、むしろ、今回の「アンケート」の取り組みを契機に、「お互いが信頼し、許容し合う」(方針)正しい意思統一がかかるべきです。

(付記) 一月一日発表された「進路アンケート中間報告」(全国八管理局五九職場、八五一八人の結果は、当局指示どおり「順位だけ」書いた者が二七・五%、「順位、そして、分・民、反対」と書いた者一四・一%、「分・民、反対」とだけ書いた者五一・七%というものの、じつに六六%の国鉄労働者が当局の厳しいしめつけのなかで「分割・民営化反対」の意志を表明したことは、国労の「力」を示すものだ。

他方、資料で明らかなように、「労使共同宣言」を結んだ鉄労、労働などの他組合はほぼ百%「当局指示」どおりであった。

これにたいし、当局は国労に「組合が妨害工作をした」との立場から、雇用安定協定にも応ぜず、一七日から「個々面談」を強行している。

◇読者からのおたより◇

平均年齢五〇歳すぎの学習会

「旬刊社会通信」の購読を申し込みます。党中央もたいへんな状況です。しかし、私の支部では「今日こそ私たちの努力が大切」と認識し、本来の「日本社会党」に向け、再構築を誓っています。私は全林野ですが、職場を基礎に「まなぶ」を使った学習会を始めました。平均年齢五〇歳すぎの学習会。みんな党再建の目的をもつたので生き生きしています。編集の皆さんもがんばってください。

(北海道・S)

編集部より若い仲間も負けてはいません。全通や私鉄の青年部の仲間たちは「共産党宣言」の学習会(平均年齢二三〜四歳)にとりくんでいます。
勇気とすばやい情報を

日々の購読を楽しみに読んでいます。社会の流れは私たちにとって、だんだん不安と危険な状態になってきています。今年も読者に勇気とすばやい情報をお願ひします。(富山・I)

編集部より情報が満ちあふれている世の中、ぜひご希望の「情報」を連絡下さい。
「行革」攻撃のなかでも

駅無人化、機関区廃止合理化の攻撃を受け、日常の「業務」が遅れがち。新しい職場にも慣れ、「通信」の拡大もできました。今年もよろしく!(長野・O)

編集部より一心からありがとうございます。私たちもがんばります。私の先生「国労運動」をお手本に。

資料 国鉄「労使共同宣言」（全文、一九八六・一・一三）

昭和六年は、今後の鉄道事業の健全な運営に向けた国鉄改革が国民的課題となる重要な年であるが、なかでも余剰人員問題の解決は今年度の最大のテーマとなる。また、これは同時に、国鉄を愛し続けてきた職員一人ひとりの生活の場を確保するという問題でもある。国鉄改革にあたり、眞面目に働く意志のある職員がその生活の基盤を失うことがあってはならないという点について、労使の認識は全く共通である。それらの職員に十分な雇用の場を確保するためには、労使一致した雇用確保の努力に加えて、政府・一般産業界の積極的な支援が不可欠であり、これは経営全般にわたる労使の自助努力に対する国民各層の信頼と共感を得て初めて可能となるものである。このような共通の認識に立ち、雇用安定の基盤を守るという立場から、国鉄改革が成し遂げられるまでの間、労使は以下の項目について一致協力して取り組むことを宣言する。

記

- (1) 国民各層の信頼と支持を得るため、労使はその立場を超えて、以下の課題について最善の努力を尽くすこととする。
 - ① 安定輸送の確保、安全輸送の維持が国鉄労使に対する国民の信頼の基盤であり、労使は諸法規を遵守し、全力を挙げてこれを実現する。
 - ② 一人ひとりのお客様に明るく笑顔で誠意のこもった応対をしていくことが輸送サービスに従事する者としての基本であり、そのためには、先ず第一にリボン・ワッペンの不着用、氏名札の着用等定められた服装を整え、お客様に不快感を与えない、折り目正しいサービスの提供に努めることとする。
 - ③ 飲酒・酒気帯び勤務、点呼防衛等企業人としてのモラルにもとる行為の根絶に努める。
 - (2) 鉄道事業の再生を図るために不可欠なことは、厳しい競争場裡において将来を展望し得る企業体質を作ることであり、そのためには必要な合理化は、労使が一致協力して積極的に推進し、鉄道事業の再生、強化を図っていくための新しい事業運営の体制を確立することとする。
 - (3) 余剰人員対策について、労使は次の点について具体的に取り組むこととする。
 - ① 派遣制度等を積極的に推進する。
 - ② 従来の特退協定に基づいて、退職勧奨を積極的に推進する。
 - ③ 新たな希望退職制度の法的な措置がなされたのちには、労使はその円滑な運用により、目標の達成に向けて積極的に取り組む。
 - ④ 職員の将来的雇用の場の確保、拡充について労使が一致協力する。
 - (4) 上記の事柄を積極的に推進していくために、「国鉄再建フォーマル」等労使間のルールに則った話し合いの場を從来にも増して活性化し、活用していくこととする。
- (注) 鉄労は(4)項「」が「国鉄改革推進労使会議」 全施労は(4)項「」が「再建問題等懇談会」に変り、委員長の名が変るだけで同文である。

円高と内需拡大論の虚構

円高と再編合理化

八五年九月末から急激な円高が起きている。今回の円高は八五年九月二二日の先進五ヶ国（日・米・独・英・仏）蔵相・中央銀行総裁会議（G5と略）で、各國政府の協調によるドル高修正の促進が合意されたことの結果である。第一ラウンドは九月二四日から一〇月四日までこの間は為替市場への協調介入が強く行なわれた。全体で四〇億ドル、日銀は二〇億ドルの円買いを行なったといわれる。この結果、円／ドル相場は二四二円（九月二〇日）から二二二円（一〇月四日）へと一四・一%上昇した。これはスケジュール的には一〇月七日から一一日まで開かれたIMF・世界総会に的を絞つたものであった。第二ラウンドの始まりは一〇月二五日であり、二四日の臨時サミットを受けたものである。この第二ラウンドは、ドル高是正というよりも円高件主眼においていたもので、日銀の国内短期金利の高目誘導によって達成された。先物取引の開始（一〇月一九日）で過熱していた債権相場も大暴落を演じ、長期金利も急上昇した。この日銀の金利高政策はユーロ市場で円金利とドル金利が同じ水準（八%強）になるまで行なわれた。その結果、円／ドル相場は一月二五日には一時的に二〇〇円割れとなつた。

なぜ円高が必要とされたか

前記のように今回の円高はきわめて人為的なものである。九月二二日のG5自体、米国政府が秘密のうちに各國政府に要請して行なわれたものであった。レーガン政権が期待していたドル高は止がうまくすすまず、米国景気の不況入り懸念と保護主義が大きく頭をもたげてきたからである。ドルは八〇一八二年の平均を一〇〇とする貿易額加重平均で、八五年二月には一二九・七にまで上昇してピークをつけた。その背景にはレーガノミクスの柱である高金利と財政赤字（軍拡と減税）による景気刺激があった。しかし、輸入増によって国内産業の拡大が製造業を中心として頭打ちとなる中で、金融緩和もあって金利が下落し、資本流入ペース（したがつてドル買い）が落ちて、ドルはなんだらかな下降にうつった。レーガン政権はドルの暴落を避けようとしてきたので、なだらかなドル安により貿易赤字が縮少することを期待したが、むしろ貿易赤字は拡大した。農業や国内石油産業は深刻な危機に見舞われ、地方金融機関の倒産から信用不安が広がる危険も増大した。この解決を人為的なドル安に求めたということである。

日本独占の利害

こうした米国のドル安に協調していく日本の独占の利害とはどんなものだろうか。直接受けるには米国内における保護主義の台頭をけんせいすることが第一である。とりわけ、ドル箱の半導体のダンピング問題に対処する必要に迫られた。これについては、円高をきっかけに、輸出価格のカルテルを行なうことで結着をつけようとしている。

第一には国内産業の再編合理化を促進し、海外進出を積極化するためのテコに利用するためである。日本独占は米国からの外圧を内部の合理化へ転化していくのはお得意である。

輸出産業でも競争力の強い半導体、コンピュータや自動車、市場シェアがほとんど一〇〇%のVTRやコンパクト・ディスクなど高級家電はびくともしていない。東南アジアや中南米といわゆるNICS（新興工業国群）と競合する鉄鋼や織維は厳しい環境を迎え、中小企業のやっているオモチャや雑貨は倒産が続出している。

輸入企業はとみると、円高差益の大きな電力（東電、関電はとくに大きい）は、差益を料金値下げで還元せず、通信事業参入への設備資金にふりむける意向である。電力会社の参入（東電の通信事業新会社八六年一月設立、秋に事業開始予定）は、NTTや他の第二電々とも激しい競争となり、通信労働者にさらに大きな合理化攻撃をかけるものとなつてゆく。こうしてみると、ドル安＝円高は日本帝国主義が不況を覚悟する中で合理化を推進するための道具となつていているのである。

内需拡大論の不毛

こうして円高は合理化の道具となつてているのだから、そのデフレ作用に対案として内需拡大を対置するのは不毛である。自民党＝独占のいう景気対策なるものは、本音では不況を覚悟していながら、それを若干緩め、また独占の利害に沿つた「制度・政策」を実現するためのものである。とくに税制改革と称する累進課税の緩和や法人減税、相続減税などは火事場ドロボウの手口である。大規模プロジェクト（関西新空港、東京湾横断道路など）の推進にも警戒を要する。われわれは不況の責任が資本主義にあることを暴露しなければならない。春闘を内需拡大論で飾るのは、敵の制服を着て戦場に向かうようなものである。闘う前から前线の味方に鉄砲をうつ愚は避けなければならない。

（北村 嶽）

◇読者からのおたより◇

日経新聞に「冷や奴に醤油かソース」がのりました。「社会通信」の発刊はたしか代議員権付与のとき。五〇回大会は八年ごしの一つの到達点だと思います。右からの圧力はさらに高まることは必至です。またそれとともにわれわれの闘いの強化がせまられます。そして、そのなかで革命を担う党を作るあらゆる要素の結集がはかられていくのも必然です。調停の努力には敬意を払いますが、歴史は党解体と党的發展は相入れぬものだということを明らかにしたと思います。カギは国鉄闘争と全企業での反行革闘争をつうじて、労働者の最良の活動家を党に結集することと肝に命じ、今年も奮闘します。今年も貴誌の發展を。（大阪・M）

つのる先行不安

いつも読んでます。去年は私たち労働者にとって明るい話題は何一つありませんでした。「党」はますます労働者から遊離していくとするし、おまけに社会主義の思想をかなぐり捨てようとするし、私たちはどこによりどころをおけばよいのか先行不安がつのるばかりです。

（北海道・A）

編集部より—私たちがたじろいでいて、だれが喜ぶでしょうか。勇気をだしてともにがんばりましょう。他の仲間たちのように。

仲間と一緒にじっくりと

連日ご苦労さまです。NTTも事業部制を導入し、仲間は自分の仕事が何なのか、どこに行かされるのかたいへんです。じっくり学習しながら、仲間と一緒にやっていくつもりです。

（宮城・O）

資料 北海道労研センター緊急アピール（一九八六・一・一〇）

全道の全ての社会党員、支持団体、支持者に訴える

社会党統開大会（一／二二）での「新宣言」採択を許さず、全民労協路線に反対し、首切り反対、逆行革統一闘争強化に向けて、全力をあげよう！

全ての働く仲間のみなさん！そして、社会党強化に向けて日夜、全力をあげている社会党員、ならびに支持者のみなさんに、私達、北海道労研センターは訴えます。

① 日本社会党第五〇回全国大会では、左派の頑張りにより「新宣言」の採択に歯止めをかける事が出来た。しかし、一月二十二日に予定されている統開大会においては、「新宣言」採択に不退転の決意でのぞむ（石橋委員長）とあるように、論争は避けられない。

② 総評は、一月八日総評社会党員全国協議会委員長会議（二十八単産委員長）と、社会党一本支持の七单産委員長会議（全通、全電通、動労、都市交、私鉄、非鉄金属、炭労）で、社会党に対し「十二日の統開大会で「新宣言を採択するよう」異例の申し入れをおこなっている。今年予定されている、参院・衆議院選をひかえての強圧的な態度である。

③ 私達は、「新宣言」が全く労働者の実態（大量首切り、生活苦、労働強化）を無視し、それだけでなく、独占資本との対決でなく、話し合いで、労働者でなく「国民」として、社会主義ではなく、日本国憲法を、ひたに汗して働く労働者の統一でなく、独占資本に賛えられる路線転換である事を、現場の仲間は痛い程知っている。それは、どんなに言葉を並べても、言い訳をしても、労働者を中心とした社会党の階級的前進ではなく、社会民主主義への道である。まさに全民労協路線と一体である。そうであるが故に、独占はマスコミを使い、「社会党脱皮への最後の機会である、決断をもつてするしかない」（一〇 朝日新聞「社説」といきっている。

④ 独占資本は、総評を全民労協路線でやさぶり、解体攻撃を強める一方で、社会党から階級闘争路線を抜きとり、労働者との分断をはかけていくことが、至上命令になってしまる。だからこそ、マスコミ、一部右派勢力をもまきこみ、大々的に分断攻撃をかけてきているのである。その中で、労働者は首切りの不安の真只中に置かれ、傷つけられ、仲間同志が競争にかりたてられ、話し合う組織すら奪われてきていてる。

⑤ 社会党の任務は、そのような労働者の不安や動搖、首切り・配転が強制され、明日への展望をつかめず意氣消沈している全ての働く仲間に對して、激励し自信と方向を与えること、そういう態度を示すことが、何よりも重要であり急務である。「新宣言」は、労働者の気持や実態が全くつかめておらず、むしろ、独占が喜ぶ内容になっていることを是非とも知らなければならぬ。

⑥ 続開大会では、そこをめぐって正面から論争になっていくだろう。小手先の文書を手直しただけでは、労働者の気持をつかむことは出来ない。「多数派形成」の名のもとに、この数年間、どれだけの組織が自らの路線を変更してきたのか、その結果がどうなっているのか火を見るよりも明らかである。党の右傾化・路線転換を我々はこれ以上、許すわけにはいかない。それは全民労協路線とも一体であるからである。

⑦ 残された期間、党機関への意見反映、続開大会への意見反映、党員協への意見反映等、最大限の方法をあらゆるところで行ない、続開大会に向けて「新宣言」反対の行動を組織していく事を訴えます。

以上述べた点をふまえて、社会党を支持し共に闘ってきた関係機関の皆さんに、続開大会に向けて「新宣言」に反対していくことを強く訴えます。全民労協路線反対、逆行革統一闘争、八六春闘勝利に向けて全力をあげよう！！